平成24年9月 農業委員会定例総会議事録

1.開催日時 平成24年9月18日〔火曜日〕 午前9時00分 開会

2. 開催場所 市役所 4 階 4 0 3 会議室

3 . 出席委員

(13名)

<u> </u>			
会 長	4	番	日高 仙三
会長職務代理者	3	番	橋口 好文
委 員	1	番	中野周
"	2	番	日笠山 隆
"	6	番	白河 澄雄
"	7	番	古田洋美
"	8	番	浦口 幸夫
"	9	番	脇田 峰生
"	10	番	石寺 政和
"	11	番	岩本 延男
"	12	番	下園 茂
"	13	番	南 重徳
"	14	番	瀬川 寅夫

4. 欠席委員

5番 長田 實美

5.議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 農地法第3条に係る許可申請について

議案第2号 非農地証明願について

議案第3号 あっせんについて

議案第4号 農用地利用集積計画策定に係る意見の聴取について

6. その他

10月行事予定表について 報告(小委員会)について 報告(情報開示)について 人・農地プランについて

7.農業委員会事務局職員

事務局長 神崎 辰秀

農地振興係長 原田 和徳

事務局

皆さん、お早うございます。ただ今から、平成24年9月の定例総会を開催させていただきます。はじめに、日髙会長よりごあいさつをお願いいたします。

日髙会長

皆さん、おはようございます。ただ今から、平成24年9月定例総会を開催させていただきます。台風16号も大変心配されておりましたが、農作物に大きな被害はなかったと聞いております。本日は、5番委員が、鹿児島市内の方でJA合併に対する臨時理事会出席ということで、欠席届けが出ておりますで、報告しておきます。

さて、9月中旬となりまして、まだまだ暑い中に、朝晩には秋の気配が感じられる季節となってまいりました。これからは、地域体育祭、会合等諸行事も多くなり、農作業も忙しくなってまいりますが、お互い健康管理には十分注意しながら、頑張りたいと思うところです。なお、9月27日には、「農地パトロール」が予定されておりますので非常に多忙なところでしょうが、全員参加されるようにお願いいたします。

それでは、ただ今から、平成24年9月定例総会を開催いたしたいと思います。なお、先日、14日には、現地調査が行われております。調査委員、調査委員長になられました方は、該当項目につきましては、丁寧な説明方よろしくお願いいたします。

事務局

それでは、西之表市農業委員会会議規則第4条の規定により、議長は会長が務める こととなっておりますので、以後の議事進行は日髙会長にお願いいたします。 議長 はい、それでは、これより議事に入ります。まず、日程第1の議事録署名委員及び 会議書記の指名を行います。西之表市農業委員会規則第10条に規定する議事録署名 委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議はございませんか。 【異議なしの声あり】

議長 それでは、本日の議事録署名者を指名いたします。7番の 古田 委員 と、8番 の 浦口 委員 を指名いたします。

なお、本日の会議書記には、事務局職員の神崎氏と原田氏を指名いたします。

以上で日程第1を終わります。

続きまして、日程第2 議案第1号「農地法第3条許可申請について」を議題とい 議長 たします。先ず、事務局より議案の説明をお願いいたします。

はい、それでは、議案第1号「農地法第3条許可申請について」ご説明させていた だきます。資料は、1ページをご覧ください。

今月は、所有権の移転が4件、賃貸借権の設定が1件で、合計5件の申請になりま す。

まず、番号1番についてであります。住吉の酪農組合の下の田浦であります。台 帳・現況地目ともに田、2筆、面積合計1,143㎡を売買により所有権移転しようとす るものです。

その下の番号2番であります。これは、塰泊集落近くの畑でありまして、台帳・現 況地目ともに畑、2筆、面積1,123㎡を、贈与により所有権移転しようとするもので あります。

その次の番号3番であります。これは、国上、太田地区の畑でありまして、台帳・ 現況地目ともに畑、1筆、面積1,745㎡を、売買により所有権移転しようとするもの であります。金額につきましては、全体を50万円ということであります。

その下の番号4番であります。これは、上之原地区の畑であります。台帳・現況地 目ともに畑、1筆、面積1,485㎡を、売買により所有権移転しようとするものであり ます。金額につきましては45万円ということであります。

その下の番号5番であります。これは、枦之峰地区の畑であります。台帳・現況地 目ともに畑、2筆、面積6.426㎡を、10a当たり1万円で、10年間、賃借しようと するものであります。

以上、本件の番号1番から番号5番までは、【農地法第3条第2項、各号】には該 当しないため、許可要件のすべてを満たしているものと考えます。 以上、議案第1号「農地法第3条に係る許可申請について」の説明を終ります。

事務局の説明が終わりました。ただ今の事務局の説明に関連して、それぞれ担当委 員の方から、現地調査の結果並びに補足説明を求めます。

はい、1番です。議案第1号「農地法第3条許可申請について」の整理番号1番に つきましては、去る9月15日に、現地調査を実施いたしましたので、ご報告いたしま す。譲渡人は、住吉にお住いの66歳の方で、譲受人は、西之表市鴨女町にお住いの 7 8歳の方であります。譲渡人、譲受人の間柄は、義理の兄弟になります。申請地 は、これまで、賃貸借により他の方に耕作してもらっていたということですが、来年 から作らないということで、契約が消滅したため、身内の方に有償で譲渡するという ことになったそうです。

申請地は、事務局から説明があった通り、住吉字田代の台帳・現況地目ともに田、 2筆、面積合計1,143㎡であります。ちょうど、南酪の南側に位置する田浦でありま す。譲受人は、長年、JAの役員をしておりまして、農業振興に意欲を持っておられる 方であります。畑作も、現在、サトウキビを60a位栽培しておりまして、体が元気な 限り耕作をしていくと述べておられました。以上のような状況から、【農地法第3条 第2項、各号】には該当しないため、許可相当と判断しております。委員の皆様のご 審議方、よろしくお願いいたします。

議長

事務局

1 番

- 6 番 はい、6番です。番号3番につきまして、調査の結果について、報告させていただきます。番号3番の土地は、国上の太田地区の上の方になります。譲渡人と譲受人の関係は従兄弟になります。現地は、サトウキビを耕作しておりました。自作地有償所有権移転で、譲渡価格は、50万円だそうです。【農地法第3条第2項、各号】には該当しないため、問題はないものと判断しております。ご審議方、よろしくお願いいたします。
- 3 番 はい、3番です。番号4番につきまして報告させていただきます。14日に、譲渡人、譲受人立会いの下、現地調査を実施いたしました。台帳面積は、1,485㎡となっておりますが、法面の関係からか、現地はとてもそれだけはなく、10aもあるかと思われるところですが、譲受人にも確認いたしましたが、測量もしており、間違いないということでありました。場所は、種子島高校の北側の橋をすぐ右に下りて行ったところに、譲受人の住宅がありまして、その住宅の手前とすぐ後ろに、畑が2枚に分かれてあります。3条の許可条件は満たしており、所有権移転についての問題はないものと判断いたします。以上であります。

はい、9番です。番号5番につきまして報告させていただきます。16日に、譲渡人、譲受人立会いの下、現地調査の予定でありましたが、あいにくの台風で、譲渡人が体調が悪いとのことで、譲渡人とは電話で、確認をいたしました。譲受人とは現地調査を実施いたしましたが、申請地は、先程、事務局からご説明がありましたように、上西、枦之峰地区の畑であります。畑には、現在、サトウキビが栽培されておりまして、手入れもきれいにされております。労働力について、譲受人に尋ねましたが、家族は父と母、自分の3人でありますが、父母とは独立して自分で新たに就農を目指すもので、お互いに協力関係にあり、また、作業用機械についても、父方にもありますが、農業振興公社の機械を利用しているとのことでありました。技術的には、皆様もご承知の通り、営農大学校の卒業生でもありまして、問題はないものと判断しております。以上であります。

ただ今、番号1番から番号5番まで、事務局並びに担当委員の方からの丁寧な説明がございました。それでは、質疑に入ります。皆さんのご意見を求めます。

- 8 番 8番です。番号1番について、お伺いいたします。売買金額はいくら位でしょうか。
- 1 番 ┃ 10万円と聞いております。
- 8 番 ▮ はい、分かりました。
- 3 番 はい、3番です。番号4番についての追加説明でありますが、4番の売買価格は、 全体で、45万円ということです。
- 議 長 他に、質疑、ご意見はございませんか。 【異議なしの声あり】

ただ今、異議なしの声がございました。それでは採決いたします。議案第1号「農地法第3条許可申請について」の番号1番から番号5番について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。 (全員挙手)

はい、ありがとうございます。それでは、全員賛成ですので、議案第1号「農地法第3条許可申請について」の番号1番から番号5番について、原案どおり許可することに決定いたします。

- 議 長 それでは、続きまして、第2号議案の「非農地証明願いについて」を議題といたします。これにつきましても先日の14日に、現地調査が行われております。調査委員の 皆様には、大変ご苦労様でした。それでは、調査委員長の報告をお願いいたします。
- 3 番 はい、3番です。先日の14日に、私と今日は欠席されておりますが、5番、長田委員、事務局より局長、係長計4名と、地区担当委員の立会いの下、現地調査を実施いたしましたので、第2号議案の、「非農地証明願について」、ご説明いたします。

「非農地証明願いについて」の番号1番ですが、申請の場所は、鞍勇地区の土地でありまして、西之表字 番2、地目は、台帳・畑、現況・宅地、面積は、433㎡です。

申請の理由は、台帳上は畑であるが、昭和36年頃から宅地となっているというものです。これにつきましては、農振法が施行される前から宅地となっているものであり、 集落内の住宅地で、大分、年数も経過しており、調査員一同、認めてもよいのではないかという意見の一致をみております。委員の皆様のご審議方をよろしくお願いいたします。

つぎの「非農地証明願いについて」の番号2番です。これは、最初の1筆が国上字番2、台帳・畑、現況・山林、面積は1938㎡。もう1筆が、同所同字の番2、台帳・畑、現況・山林、面積は107㎡。最初の1筆、1938㎡の分につきましては、現況は、山林というよりも、竹が生い茂った竹林でありまして、重機を入れないと農地としては復元できないということで、非農地として認めるべきとの調査委員の意見の一致を見ましたが、もう1筆につきましては、宅地に付随した菜園であり、畑としての使用は可能であるとの判断から、非農地としては認めがたいとの意見となりました。委員の皆様のご審議方をよろしくお願いいたします。

- 議 長 ただ今、第2号議案の「非農地証明願について」の番号1番、番号2番について、 調査委員長の方から詳しい説明がありました。番号1番、番号2番について、地区担 当委員の補足説明があれば、よろしくお願いいたします。
- 10 番 はい、10番です。1番についてでありますが、ただ今、調査委員長の説明の通り間 違いございませんが、この住宅には、1~2年前までは、申請人の母親が住んでおり ましたが、現在は、介護施設に入所されており、空き家となっております。他には、 付け加えることはございません。
- 2 番 はい、2番です。番号2についてでありますが、申請人は、茨城県に住んでおりまして、申請人の代理の方の、弟さんが調査に立ち会われております。 番2、面積の1938㎡の方は、先程の説明がありましたように、藪、竹林となっております。 非農地として認めるべきと思います。もう1筆の 番2、面積は107㎡の方は、住宅内の、苑畑のような状況でありまして、非農地としては認められないということになりました。以上であります。
- 議 長 ただ今、調査委員長並びに担当委員から、第2号議案の「非農地証明願について」 の番号1番、番号2番について、詳しいご説明がございました。

調査委員長、並びに担当委員の報告では、1番については、非農地として承認し、2番については、1筆目は、非農地として承認、2筆目については、耕作可能であるため、非農地としては認められないという意見であります。審議に入ります。皆様方のご意見を求めます。異議はございませんか。発言のある方は挙手をお願いします。

- 6 番 はい、6番です。非農地証明については、農業振興地域に入っていれば、不耕作地でも、非農地としては認められらないと思うんですが、この土地は、農振地域に入っているのでしょうか。
- **事務局** この土地につきましては、農業振興地域外の土地であります。
- 6 番 はい、分かりました。逆に、農業振興地域内の農地については、除外できる場合は、非農地として認められるわけですか。
- 事務局 それにつきましては、可能ではあるとは思いますが、除外については、周辺部であるとか、周辺営農条件への影響等から、農林水産課の方で判断することになると思います。
- 議 長 他に、質疑、ご意見はございませんか。 【異議なしの声あり】

ただ今、異議なしの声がございました。それでは採決いたします。調査委員長の報告の通り、1番につきましては、非農地として承認し、2番目につきましては、1筆目は、非農地として承認、2筆目の国上字 番2については、非承認として決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。(全員挙手)

議 長 続きまして、第3号議案の「あっせんについて」を議題といたします。 今月の「あっせんについて」は、「あっせん申し出」が2件であります。事務局より ご説明をお願いいたします。

事務局

それでは、第3号議案の「あっせんについて」ご説明いたします。資料は、4ページをお開き下さい。今月の「あっせんについて」は、「貸したい」が1件、「売りたい」が1件の、2件であります。

先ず、1件目の「貸したい」につきましては、現和、西俣地区の田、2筆、面積は、2筆で2,719㎡であります。これにつきましては、場所が、西俣でありますので、地区担当の12番下園委員と、場所に近い8番の浦口委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

その下の、2件目の「売りたい」につきましては、安城の、川脇地区の圃場整備済みの田であります。面積は、3筆で4,626㎡を、標準額で売りたいというものです。これにつきましては、場所が、安城でありますので、地区担当の、5番長田委員と、場所に近い、8番の浦口委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

議長

はい、それでは、第3号議案の「あっせんについて」の1件目の、「貸したい」につきましては、地区担当の12番下園委員と、場所に近い8番の浦口委員にあっせん方をお願いしたいとのことであります。また、2件目の、「売りたい」につきましては、地区担当の、5番長田委員と、場所に近い8番の浦口委員にお願いしたいとのことであります。あっせんを依頼されました、それぞれの担当委員におかれましては、よろしくお願いいたします。

5 番 8 番 12番

はい、分かりました。

議長

それでは、続きまして、第4号議案、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による「農用地利用集積計画策定に係る意見の聴取について」を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局

はい、ご説明をいたします。1-1ページをお開きください。第4号議案「農地利用集積計画」 利用権の設定です。

期間が、平成24年10月1日から平成34年9月30日の10年間、地目・畑、 1筆、面積1,617㎡、利用権の設定をする者の数1人、利用権の設定を受ける者の数 1人です。

これは、再設定「更新」になります。

次に、1-2ページをお願いいたします。計画総括表(経営面積等)であります。

1番についてご説明いたします。です。これは、奈良市にお住まいの55歳の方の畑・1筆、面積1,617㎡を、安納にお住まいの認定農家の方が、年間30,000円で、10年間、賃貸借するものであります。

内容については、1-3ページをご覧下さい。

次に2-1ページをお開きください。

これにつきましては、 所有権の移転です。今回は、1件の申請であります。これは、平成24年9月25日に所有権の移転をしようとするものです。

次に2-2ページをお開きください。 計画総括表(経営面積等)です。

次の2-3ページの、1番です。安納地区にお住いの方の土地を、同じ安納地区にお住まいの認定農家への贈与であります。畑1筆、面積は400㎡であります。

内容については、2-3ページから2-5ページをご覧下さい。

以上、全ての計画内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。委員の皆様のご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

ただ今、事務局より、第5号議案「農用地利用集積計画策定に係る意見の聴取について」の「利用権の設定」についてと「所有権の移転」についての詳しい説明がありました。本案の、「利用権の設定」の整理番号1番につきましては、利用権の設定を受けるものが、4番、私となっており、農業委員会等に関する法律第24条の議事参与制限に該当いたします。

このため、本案を二つに分けまして、初めに、「利用権の設定」についての1番の方から審査し、次に、「所有権の移転」について審査することといたします。先ず、「利用権の設定」の整理番号1番の審査でありますが、その利用権の設定を受けるものが、私となっております。そこでお諮りいたします。整理番号1番につきまして、農業委員会等に関する法律第24条の議事参与制限の規定に基づき、議長職を本件審査の間、職務代理者に臨時議長として務めていただきたいと思いますが、ご異議はございませんか。【異議なしの声あり。】・・・・・【議長交代】

臨時議長 3 番

それでは、これより、「 利用権の設定」についての1番について審議をいたします。農業委員会等に関する法律第2 4 条の議事参与制限の規定に基づき、番号1番の審査の間、4 番の日髙委員の退場を求めます。

(4番 日髙委員退場)

臨時議長

それでは「利用権の設定」についての整理番号1番について、担当委員から補足 説明をお願い致します。

12番

はい、12番です。整理番号1番につきまして、9月13日に現地調査を実施いたしましたので、ご説明いたします。この利用権を設定する者と、利用権を受ける者は、親戚関係であります。この申請地は、利用権を受ける者との割り畑になっておりまして、今までも、利用権を受ける者により耕作されてきており、今回、期間満了に伴い、再設定するものであります。賃貸期間は、10年間、賃貸料は、年間3万円であります。利用権を受ける者は、安納いも、球根等の露地園芸作の認定農家でありまして、担当委員としましては、申請どおり認めても問題もなく、妥当であると判断いたしました。皆様のご審議方、よろしくお願いいたします。

臨時議長

はい、整理番号1番につきまして、事務局並びに担当委員の方から詳しく説明がございました。これより、質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いいたします。 【異議なしの声あり】

異議なしの声がございます。それでは採決します。 利用権の設定、整理番号1番につきまして原案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。 (全員挙手)

全員の賛成でありますので 利用権の設定、整理番号1番につきましては、原案のとおり承認し、市長に意見を送付いたします。ここで、4番 日髙委員の入場を認めます。

(4番 日髙委員入場)

以上で、臨時議長の職を降ろさせていただきます。 ・・・・・ 【議長交代】

議長

議事を続行いたします。それでは次に「 所有権の移転」の整理番号1番について 審査いたします。地区担当委員は、私でありますので、補足説明をいたします。

「 所有権の移転」の整理番号1番につきまして、15、16日の両日、譲渡人、 譲受人、双方立会いの下、申請地の確認を実施いたしました。

申請通り相違はございませんでしたが、これにつきましては、無償贈与となっております。理由をお聞きしましたところ、この畑は、所有権を受ける者との割り畑になっておりまして、だいぶ前に、譲渡がなされていたものであります。名義を変更していなかったということで、今回の申請になったものでありますが、面積は、2筆合わせて、15a位の畑であります。譲受人は、150a位の経営規模で、さつまいもを主に栽培している農家でありまして、耕運機、トラクター等の農業機械も保有し、労働力等耕作条件も満たしておりまして、問題はないものと判断しております。以上です。

- 議長 それでは、ただ今、整理番号1番につきまして、事務局並びに担当委員の方から詳しく説明がございました。これより、質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いいたします。 【異議なしの声あり】
- 議長 異議なしの声がございます。それでは採決します。②の所有権の移転の整理番号1番につきまして、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。 (全員挙手)

全員の賛成でありますので、第5号議案「農用地利用集積計画策定に係る意見の聴取について」の「②所有権移転」の整理番号1番につきましては、原案のとおり承認し、意見を市長に送付いたします。

- 議 長 以上で、本日の議案の審議はすべて終了いたしました。この際、その他の件について、委員、事務局からご発言があれば挙手をお願いいたします。
 - ①事務局から、10月行事予定につきまして、説明。
 - ②9月12日付けで6番委員から会長に提出された、「小委員辞職願い」について、総会に諮り、採決により承認される。後任の小委員には、9番委員が議長の指名により選出された。
 - ③事務局から、情報の開示について。8月30日、請求のあった資料提出の件で、会長、職務代理者、事務局の協議により、平成21年11月の総会資料、農地法第3条許可申請書、調査票、許可指令書、議事録の写しを、原本証明の上、提出をした旨の報告があった。
 - ④平成24年度の「西之表市人・農地プラン」作成について、現在の取組状況、進捗状況について、農林水産課担当主査から報告があった。西之表市では、現在、市内を28地区に分け、プラン作成に向け、農業者のアンケート調査を実施している。先ず、本年度、青年就農給付金制度に申請のあった15人が属する11地区について、9月から10月にかけて、プランの具体化、作成に努めていく。プラン作成に当たっては、農業委員会を含む、各関係機関の意見を反映させていくことになるので、農業委員会の積極的な協力をお願いする旨の趣旨であった。
- 議長 その他、意見はございませんか?・・・・・ (他、委員の意見はなし。) それでは、以上をもちまして平成24年9月定例総会を終了します。大変、ご苦労様でした。

平成24年9月18日